

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成30年3月9日(金)
午後1時49分～午後2時5分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 長南良彦 副委員長 大久保主計
委員 菅原和子 委員 吉田良
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎
- 4 委員外議員 2名
議長 丹野政喜 副議長 小野泰弘
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 小野寺俊
次長兼庶務係長 加藤勤
議事調査係長 高橋一暢
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 議案第11号に対する修正動議について

午後1時49分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

まず、議案第11号に対する修正動議についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。高橋係長。

○書記（高橋一暢） 先ほど菊地 忍議員より、地方自治法第115条の3、及び会議規則第16条の規定に基づき、ただいま議題となっております議案第11号に対する、修正の動議の提出がなされました。

修正の動議については他の議事進行に関する動議とは異なり、箱書きのとおり地方自治法第115条の3に規定されている修正案の提出です。発議は、議員定数の12分の1以上の者によるものとされており、本市議会においては、議員定数が21名ですので、12分の1は2名となることから、提出の要件は満たされております。

本日は、この取り扱いについて、御協議いただくものです。

①修正内容については、資料2ページ目をごらんください。

修正箇所を読み上げにより御説明いたします。修正は2カ所です。

まず、本文3行目、「第3条中「条例で定める者は、法人」の次に「（名取市暴力団排除条例（平成24年名取市条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第4号ウに該当するものを除く。）」を加える。」が1点目です。

次に、その次の行以降の、「第5条に次の1項を加える。4 管理者は、暴排条例第2条第4号ア及びイに該当しないものでなければならない。」が

2点目です。

②取り扱い案については、次第書下部をごらんください。

本会議再開後、引き続き原案に対する質疑を行います。その後、修正案に対する提出者の説明を求め、質疑を行います。質疑終結後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

採決は、初めに修正案に対する採決を行います。その後、ア 修正案否決の場合は、原案の全部について採決を行います。イ 修正案可決の場合は、修正議決した部分を除く原案について採決を行うこととなります。

○委員長（長南良彦） ただいま、議案第11号に対する修正動議について、説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） この流れは理解しました。

ここまでの流れを考えると、「このまま修正されないのであれば、修正動議を出そうと考えているのだが」というところで休憩に入ったという状態です。いつ動議が提出されたのか。休憩中なのだと思いますが、暫時休憩に入っただけでここまで来たのです。一度も再開されていません。

以前、新年度予算で休憩中に修正動議を提出しようとしたのですが、そのあとに新年度予算に対する第1号補正予算が追加議案であるので、執行を凍結するからやめてくださいということで出さなかったことがあります。

審議中に修正動議を提出するとなったときに、通常は休憩をとることはないと思うのです。

修正動議は、どのように修正するのか確認しなければならないのですが、動議の入り口は、動議を出すと言ってから休憩して、提出を受けてから、このように諮るべきだったのではないかと思います。

今後のことがあるのです。今回はこれだけ時間がかかっているのに、とやかくは言いませんが、今回、このような形で休憩に入ってからのまま今に至っています。通常は議場で緊急発言などの動議があつて、賛成者を確認してから休憩して、どのような内容なのかを確認することになります。

今回はその入り口がはっきりしないままここに来てしまったので、次回以降どのようにするのでしょうか。

○委員長（長南良彦） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺俊） 本件については、その場で賛成者を募る動議ではなく、発議という法律上の規定ですので、休憩をして修正動議、議案の修正という形で手続を進めたというのが事務局の見解です。

ただし、今後については、流れとして、一旦再開してからという進め方もあろうかと思しますので、検討させていただきたいと思えます。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 形式的なことを言えば、大半の人は「何だったのか」という状態で休憩が続いていたのです。あの場では、「修正動議を発議します」と言ったのではなくて、「このまま変えないというのであれば、修正動議を出そうと思うのですが」と言ったところで休憩してしまったのです。だから、休憩に入った段階、午前中の段階では、修正動議が出されるのか出されないのか、どちらなのかという状況だったわけです。結果、出されたのでこれについてはとやかく言うものではないのですが、手順を考えておいたほうが、今後ごたごたするのもよくないと思ったので。

このことが認められないということではなく、「ここでそれを変わってもらえないのであれば、修正動議を提出させていただきますが」という状態で休憩に入ったので、その時点では、まだ議員からは「出す」と言われたわけではないのです。

今後の取り扱いをというところでは。

○委員長（長南良彦） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺俊） 口頭での動議であればその場で採決して、賛成者がいるかどうかを確認することもあったのですが、書面での発議と要件が定められていましたので、要件がそろえば動議として成立するという考えがあったものですから、そのように手続を進めました。

確かに休憩時点では出すという明確な発言はなかったもので、御指摘の部分もあろうかと思えます。

ただ、その時点では書面がなかったもので、要件を満たしているかの判断ができなかったということもありました。休憩の中での取り扱いについてわかりにくい点もあったかと思えますので、そこは今後整理していきたいと思

ます。

○委員長（長南良彦） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） 書面でという発言をしたのは菊地議員でしたか。

（「議長側から書面でという発言が、休憩に入ってから」の声あり）動議をかけた本人ではなかったわけですね。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 菊地議員が予告したのです。そして「書面での発議になるのでお待ちください」と言ってここまで来たのです。

○委員長（長南良彦） 山田龍太郎委員。

○委員（山田龍太郎） そもそも動議に賛成なのかをあの場面で区切りをつければよかったのではないかと思います。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） どう修正するかがわからないので、賛成も反対もないということですよ。

○委員長（長南良彦） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺俊） 修正動議なので、修正内容がわからない中では採決できないということがありましたので、一旦休憩させていただいて、まず修正動議が出されるのであれば、それを確認してからとなったところです。休憩の時間が長くなってしまいましたので、混乱をさせてしまったことはおわびしたいと思います。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 会議規則第16条に「修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し」とありますが、これは緊急質問の動議などとは異なるということですか。あれは連署しませんから。

○委員長（長南良彦） 大久保主計副委員長。

○副委員長（大久保主計） 記憶を確認したいのですが、あのときは「このままでいくと、動議を出さなければならなくなるので、議長のお取り計らいをお願いします」というように言ったので、休憩に入ったと思うのです。

「お取り計らい願います」なので、お取り計らいしたのだと思います。その

ために休憩に入ったと私は理解しています。そして、文書による修正動議の提出を求めたと。

○委員長（長南良彦） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） そうすると、その場で取り計らわなければならないのです。あれが議事進行のような発言であれば、書面をもって発議するようにと議長の見解を述べることになります。開会中に。そして、そのために休憩をとることになるのです。質疑中だったので、きっぱりと議事進行と言ってもよかったかもしれません。

○委員長（長南良彦） 若干進め方に問題があったかもしれませんが、今回の件については、よろしいでしょうか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 問題というよりは、何で休憩しているのかをわかるようにしてもらえればよかったということです。

一旦休憩したとしても、すぐに再開して、動議を提出するのであれば書面での提出となること、そしてそれを確認するために休憩することを言ってもらえれば、休憩している理由がわかります。

お取り計らいと言われたのであれば、それがお取り計らいになるので、そのことを開会中に言ってから休憩に入ると、すっきりすると思います。

今回であれば2名いれば要件を満たすので出されるだろうと思いましたが、会派を組んでいない人がひとりで出そうとすることもできるのです。賛成者がいなくなったり、周りが認めないような空気になる場合にはどうするのかということにもなるので、形式的にでも進め方を決めておいたほうがいいと思います。

まず、議長として受け止めて休憩して、本人に書面での提出や賛同者の有無を確認して、賛同者がいなければそもそも提出できないので、それらを確認すれば済むだけです。そのように決めておけばいいのではないかと思います。その場合、動議は成立しませんが、賛成者がいないのに提出したいという可能性もあるので。

○委員長（長南良彦） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺俊） 事務局で整理したいと思います。

○委員長（長南良彦） 丹野政喜議長。

○議長（丹野政喜） 動議に対する見解を示さないまま休憩に入ってしまいまして、大変御迷惑をおかけしました。ただいま御指摘いただいたことをきちんと整理させていただいて、今後に生かせるように運営していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） お諮りいたします。議案第11号に対する修正動議については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号に対する修正動議についてはそのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時5分 散会

平成30年3月9日

議会運営委員会

委員長 長 南 良 彦